

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	さっぽろ芸術文化の館エレベーター保守管理業務
発 注 課	市民文化局文化部文化財課
選 定 事 業 者	三菱ビルテクノサービス株式会社北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、さっぽろ芸術文化の館に設置している、6基のエレベーターの保守管理を行うものである。</p> <p>さっぽろ芸術文化の館のエレベーターは三菱ビルテクノサービス株式会社製であり、上記業者が唯一の保守点検業者として、専門技術者による保守点検業務を行っているほか、毎月遠隔点検システムによる点検や、故障時の自動通報システム対応を随時行っている。</p> <p>本業務は、当該エレベーターの開発製造者である上記業者以外は有し得ないエレベーターシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知していることが不可欠であり、この作業において、他の業者では、上記業者が独自開発したプログラムの把握・改定が困難であること、トラブル発生時の緊急対応や責任所在の切り分けが困難であることから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定するものである。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成30年8月6日